平成２１年（フ）第２４号
秋田市泉菅野１丁目20番30号
破産者　有限会社北都代行
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第２４１号
福島市飯坂町字西滝ノ町21番地
破産者　株式会社花水館
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１７２号
福島市飯坂町湯野字上川原２番地の４
破産者　有限会社観光
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３９２号
福島県二本松市金色411番地７
破産者　株式会社大敬工業所
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１０２９号
東京都八王子市散田町４丁目21番15号マンション若鮎202号
破産者　工藤　政雄
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４１５号
最後の住所愛知県岡崎市鴨田町字北浦６番地１
破産者　被相続人内田豊相続財産
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
島根県出雲市今市町北本町２丁目４番地23
破産者　佐貫　公一
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１３５１号
福岡県大野城市平野台２丁目19番20号
破産者　市山　　昇
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３７４号
静岡県伊豆市修善寺268－２、住民票上の住所静岡県田方郡函南町平井836番地の１
破産者　笹尾　初紀
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第９４号
宮城県大崎市岩出山字浦小路106番地２
破産者　宍戸　富雄
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
秋田県大館市池内字上野177番地42
破産者　髙田　元秀
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第３３０号
相模原市南区相模大野３丁目18番１―1304号
破産者　壷屋　智剛
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２１５号
富山県南砺市城端4067番地１
破産者　スマイルリフォームこと　上見　邦男
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第６４号
富山県高岡市木津511番地40
破産者　三村　信也
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５３４号
大阪府堺市中区伏尾62番地４
破産者　井上　航太
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８７２号
大阪府松原市河合２丁目460番地の10
破産者　亜矢部商店こと　綾部信二郎
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２８３０号
福岡市西区石丸３丁目39番８号、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区小田部３丁目７番５号
破産者　下田　弘美
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４４５号
福岡市西区城の原団地５番201号
破産者　赤塚　洋司
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５８６号
仙台市青葉区栗生３丁目11番地の23　コーポ新屋敷Ⅱ―106
破産者　栗山　和男
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６７８号
宮城県亘理郡山元町大平字味噌野53番地２
破産者　石井　正実
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係